

富士市茶園被覆支援事業補助金

富士市では、茶の品質向上及び付加価値向上を図るため、市内在住の方及び市内に本社や事業所を有する法人等を対象とし、かぶせ茶の資材購入費に関する補助金を交付します。

●茶園被覆事業について

- ・ 棚被覆（茶園の全部又は一部に専用の棚を設置して被覆するもの）
- ・ トンネル被覆（茶株の上にトンネル状の骨組みを作り被覆するもの）
- ・ 直接被覆（直接茶株に被覆するもの）

●対象者

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内に本社若しくは主たる事業所を有する方

●対象となる農地

- ・ 市内の茶園（前年度申請書に記載した茶園を除く）

●補助金額

資材購入経費の合計額の1/2 ※千円未満切捨て
(補助額上限100,000円/個人・法人)

●対象となる経費

被覆資材・巻き取り機・ピンチ・繊維強化プラスチック製支柱・棚資材・その他

重要事項

窓口での受付順に処理させていただきますので、受付遅延を防ぐため、申請書類は富士市農政課に直接提出してください。予算には限りがございますのでお早目の申請を心がけていただきますようお願いいたします。

補助金は、申請者名義の銀行口座振込にて行います。見積書/申請書/実績報告書/領収書/口座名義人が同一人物となるようお願いいたします。

●申請時に必要な書類

持参していただくもの

- ・ 見積書(見積書の項目は具体的に記載していただくようお願いいたします。
一式等の表記の場合、再提出していただく場合がありますので御注意下さい)
- ※受付時において有効期限内の日付のもの。

※宛名には、申請者の個人名（法人名）が記載されていること。

- ・ 位置図
- ・ 着手前の茶園の写真（カラー）
※交付決定後に被覆をしたことを確認する写真（同じ位置・方角で撮影したもの）を提出していただきます。
- ・ 印鑑(認印可)

窓口にて記載いただく書類

- ・ 補助金交付申請書

● 交付決定通知受領後に行っていただくこと

補助金の交付が決定された後、交付決定通知書を送付いたします。必ず交付決定通知後(原則として申請日)に事業を開始(被覆資材の購入・支払・設置等)してください。

実績報告の際に必要なため、被覆をしている状態の写真を申請時に撮影した写真と同じ位置・角度で撮影してください。(L版若しくはA4用紙印刷)

各種書類の日付は以下の通りです。領収書を受領する際は日付にご注意ください。

事後払 交付決定日 → 納品日 → 使用日 → 支払日 → 事業完了日

前払 交付決定日 → 支払日 → 納品日 → 使用日 → 事業完了日

● 購入金額に変更が生じた場合の対応

申請時に提出した見積書の金額と実際の購入金額に変更が生じる場合は、事業開始(納品・使用・支払)前に変更申請をしていただく必要がありますので、窓口まで御相談ください。

変更申請をする際は、再度見積書を取り直していただき、見積書及び印鑑を持参の上、下記窓口までお越しくください。

● 実績報告時に必要な書類

持参していただくもの

- ・完成写真(カラー)

※申請時に提出いただいた写真と同じ位置・角度にて撮影してください。

- ・領収書若しくは振込明細書(交付決定日以降であることをご確認ください)
- ・印鑑(認印可)
- ・通帳(金融機関・本支店名・種別・口座番号・名義人がわかる部分のコピー可)

窓口にて記載していただくもの

- ・実績完了報告書
- ・請求書

お問い合わせ・申込先

富士市役所 産業経済部 農政課(5階南側)
農業振興担当 TEL: 0545-55-2781